（債権者への通知等） **第七十八条**　［略］ ［2　略］ 3　前項の通知書の送付については、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と債権者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知書の送付を受ける債権者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を当該通知書に係る国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第三条第二項に規定する申請等に併せて入力して送信した場合に限る。 4　［略］ 5　［略］	（債権者への通知等） **第七十八条**　［同上］ ［2　同上］ ［項を加える。］ 3　［同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十四号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

様式第三（附則第十八条の二関係）

新型コロナウイルス感染症　予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓（旧姓）（別姓）　名（別名）
[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日　[Date of Birth](YYYY-MM-DD)

国籍・地域　[Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]

※本証明書発行者が保存している接種記録のうち直近５回分が記載されます。
[The most recent 5 doses of vaccination records kept by the certificate issuer have been listed.]

証明書発行者[Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health,Labour and Welfare,Government of Japan]

接種国[Country of Vaccination]

証明書ID [Certificate Identifier]　　証明書発行年月日[Issue Date](YYYY-MM-DD)

備考　不要の文字は抹消して用いること